

通所介護契約書

いわて平泉通所介護サービスについて、次の内容にて契約を締結します。

第1条（契約の目的）

事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活が営むことができるよう通所介護サービスを提供し、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図ります。

第2条（契約期間と更新）

- 1 この契約書の期間は、令和 ____年 ____月 ____日から、契約終了日迄とします。ただし、上記の契約期間の満了日以前に、利用者が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護（支援）認定有効期間の満了日か更新された場合には、変更後の要介護（支援）認定有効期間の満了日をもって契約期間の満了日とします。
- 2 前項の契約期間の満了日の7日前までに利用者から更新拒絶の意思表示がない場合は、この契約は同一の内容で自動更新されるものとし、その後もこれに順じて更新されるものとします。
- 3 本契約が自動更新された場合は、更新後の契約期間は、更新前の契約期間の満了日の翌日から更新後の要介護認定有効期間の満了日までとします。

第3条（通所介護計画の作成・変更）

- 1 事業者は、利用者の心身の状況、その置かれている環境及び希望を踏まえて、「居宅サービス計画」（ケアプラン）に沿って「通所介護計画」を作成し、通所計画に従ってサービスを提供します。
- 2 事業者は、利用者が通所介護サービスの内容や提供方法などの変更を希望する場合には、その変更が居宅サービス計画（ケアプラン）の範囲内で可能なときは、通所介護計画の変更を行います。
- 3 前項の変更に際して、居宅サービス計画（ケアプラン）の変更が必要となる場合は、速やかに利用者の居宅介護支援事業者に連絡するなど必要な援助を行います。
- 4 事業所は、通所介護計画を作成し又は変更した際には、これを利用者及びその後見人又は家族に対して説明し、その同意を得るものとします。

第4条（通所介護サービス提供の記録等）

- 1 事業所は、利用者の通所介護サービスの実施状況等に関する記録を整備し、この契約の終了後2年間保管します。
- 2 利用者及びその後見人（後見人が居ない場合は、利用者の家族）は、必要がある場合は、事業所に対し前項の記録の閲覧及び自費による謄写を求めることができます。ただし、この閲覧及び謄写は、事業所の業務に支障のない時間に行うこととします。

第5条（苦情対応）

- 1 事業所は、苦情対応の責任者及びその連絡先を明らかにし、事業所が提供した通所介護サービスについて利用者、利用者の後見人又は利用者の家族から苦情の申し立てがある場合は、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。

- 2 事業者は、利用者、利用者の後見人又は利用者の家族が苦情申し立て等を行ったことを理由として、利用者に対し不利益な取り扱いをすることはいたしません。

第6条（緊急時の対応）

事業者は、現に通所介護サービスの提供を行っているときに利用者に容体の急変が生じた場合その他必要な場合は速やかに利用者の主治医に連絡を取るなど必要な対応を講じます。

第7条（利用料金）

事業者が提供する通所介護サービスの利用単位毎の利用料その他の費用は、別紙【重要事項説明書】に記載したとおりです。

第8条（利用者負担額の滞納）

- 1 利用者が正当な理由なく利用者負担額を3ヶ月以上滞納した場合は、事業所は、1ヶ月以上の期間を定めて、利用者負担額を支払わない場合には契約を解除する旨の催告をすることができます。
- 2 事業所は、前項の催告をしたときは、利用者の居宅サービス計画（ケアプラン）を作成した居宅介護事業者と、利用者の日常生活を維持する見地から居宅サービス計画の変更、介護保険外の公的サービスの利用について必要な協議を行うものとします。
- 3 事業所は、前項に定める協議を行い、かつ利用者が第1項に定める期間内に滞納額の支払いをしなかったときは、文書によりこの契約を解除することができます。

第9条（秘密保持）

- 1 事業者は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た利用者及びその後見人又は家族の秘密を漏らしません。
- 2 事業者及びその従業員は、サービス担当者会議等において、利用者及びその後見人又は家族に関する個人情報を用いる必要がある場合は、利用者及びその後見人又は家族に使用目的等を説明し同意を得なければ、使用することができません。

第10条（利用者の解約権）

利用者は、7日以上予告期間をもって、いつでもこの契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情が有る場合は、予告期間が7日間以内の通知でもこの契約を解約することができます。

第11条（事業者の解約権）

- 1 事業者は、利用者が法令違反又はサービス提供を阻害する行為をなし、事業所の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、このサービス利用契約の目的を達することが困難になったときは、30日間以上の予告期間をもって、この契約を解除することができます。
- 2 事業所は、前項によりこの契約を解除しようとする場合は、前もって利用者の居宅サービス計画を作成し居宅介護支援事業者や公的機関等と協議し、必要な援助を行います。

第12条（契約の終了）

次に掲げるいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

- ① 利用者が、要介護（支援）認定を受けられなかったとき
- ② 第2条1項及び2項により、契約期間満了日の7日前までに利用者から更新拒絶の申し出がありかつ契約期間が満了したとき
- ③ 第10条に基づき、利用者が契約を解約したとき
- ④ 第8条3項又は11条に基づき、事業所が契約を解除したとき
- ⑤ 利用者が介護保健施設や医療施設等へ入所又は入院をしたとき
- ⑥ 利用者が、死亡したとき

第13条（損害賠償）

- 1 事業者は、通所介護サービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに利用者の後見人及び家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 2 前項において、事故により利用者に損害が発生した場合は、事業所は速やかにその損害を賠償します。ただし、事業所に故意、過失がない場合はこの限りではありません。
- 3 前項の場合において、当該事故発生につき利用者に重過失がある場合は、損害賠償の額を減額することができます。

第14条（利用者代理人）

- 1 利用者は、代理人を選任してこの契約を締結させることができ、また、契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行わせることができます。
- 2 利用者の代理人選任に際して必要がある場合は、事業所は成年後見人制度や地域福祉権利擁護事業の内容を説明するものとします。

第15条（裁判管轄）

本契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じた場合は、一関地方裁判所をもって第一審裁判所とすることを、利用者及び利用者代理人、事業者は予め合意します。

第16条（本契約に定めない事項義務）

この契約に定めない事項及び疑義がある場合は、介護保険法令その他法令の定めるところにより、利用者及び利用者代理人、事業者が協議のうえ、誠意をもって処理するものとします。

以上の契約の証として本契約書を2通作成し、利用者及び利用者代理人、事業者は記名押印のうえ、各自その1通を保有します。

契約者氏名

利用者代理人 (住所) _____

(氏名) _____ 印

代表理事組合長 佐藤 一則 印